

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分等取消請求控訴事件  
国側当事者・国(柏税務署長)

平成29年1月18日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成27年6月25日判決、本資料265号-100・順号12683)

判 決

控訴人	甲
控訴人	乙
控訴人	丙
控訴人	丁
控訴人	戊
控訴人	P
控訴人	Q
上記7名訴訟代理人弁護士	高橋 貴美子
被控訴人	国
同代表者法務大臣	金田 勝年
処分行政庁	柏税務署長
	吉川 直明
同指定代理人	安實 涼子
同	中澤 直人
同	寺本 大介
同	橋口 政憲
同	阿部 輝男
同	天田 淳史

主 文

本件控訴をいずれも棄却する。  
控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

(前注)略称は、原判決の例による。

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 (1) 処分行政庁が、控訴人甲に対し、平成21年11月17日付けでした平成18年7月●日相続開始に係る相続税についての更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、いずれも異議審理庁の異議決定及び国税不服審判所長の裁決による一部取消し後のもの)につき、同更正処分のうち課税価格1億3738万9000円及び納付すべき税額277

3万1200円を超える部分並びに同賦課決定処分のうち過少申告加算税額16万8000円を超える部分を取り消す。

- (2) 処分行政庁が、控訴人乙に対し、平成22年4月28日付けでした平成18年7月●日相続開始に係る相続税についての再更正処分及び平成21年11月17日付けでした過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも国税不服審判所長の裁決による一部取消し後のもの）につき、同再更正処分のうち課税価格689万2000円及び納付すべき税額118万8100円を超える部分並びに同賦課決定処分のうち過少申告加算税額1万3000円を超える部分を取り消す。
- (3) 処分行政庁が、控訴人丙に対し、平成22年4月28日付けでした平成18年7月●日相続開始に係る相続税についての再更正処分及び平成21年11月17日付けでした過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも国税不服審判所長の裁決による一部取消し後のもの）につき、同再更正処分のうち課税価格689万2000円及び納付すべき税額118万8100円を超える部分並びに同賦課決定処分のうち過少申告加算税額1万3000円を超える部分を取り消す。
- (4) 処分行政庁が、控訴人丁に対し、平成22年4月28日付けでした平成18年7月●日相続開始に係る相続税についての再更正処分及び平成21年11月17日付けでした過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも国税不服審判所長の裁決による一部取消し後のもの）につき、同再更正処分のうち課税価格689万2000円及び納付すべき税額118万8100円を超える部分並びに同賦課決定処分のうち過少申告加算税額1万3000円を超える部分を取り消す。
- (5) 処分行政庁が、控訴人戊に対し、平成21年11月17日付けでした平成18年7月●日相続開始に係る相続税についての更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも異議審理庁の異議決定及び国税不服審判所長の裁決による一部取消し後のもの）につき、同更正処分のうち課税価格1億3631万7000円及び納付すべき税額2765万3600円を超える部分並びに同賦課決定処分のうち過少申告加算税額16万6000円を超える部分を取り消す。
- (6) 処分行政庁が、控訴人Pに対し、平成22年4月28日付けでした平成18年7月●日相続開始に係る相続税についての再更正処分及び平成21年11月17日付けでした過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも国税不服審判所長の裁決による一部取消し後のもの）につき、同再更正処分のうち課税価格2958万3000円及び納付すべき税額589万9800円を超える部分並びに同賦課決定処分のうち過少申告加算税額21万1000円を超える部分を取り消す。
- (7) 処分行政庁が、控訴人Qに対し、平成22年4月28日付けでした平成18年7月●日相続開始に係る相続税についての再更正処分及び平成21年11月26日付けでした過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、いずれも国税不服審判所長の裁決による一部取消し後のもの）につき、同再更正処分のうち課税価格2026万6000円及び納付すべき税額400万2400円を超える部分並びに同賦課決定処分のうち過少申告加算税額15万3000円を超える部分を取り消す。

## 第2 事案の概要

- 1 本件は、平成18年7月●日に死亡したR（本件被相続人）の相続人である控訴人らが本件

相続に係る本件相続税の申告をしたところ、処分行政庁から、控訴人らが本件相続により取得した土地については、評価通達に基づく評価方法により算定した価格で評価すべきであるなどとして、原判決別表1「課税処分等の経緯」記載のとおり、相続税の更正処分（再更正処分）及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたため、控訴人らが、これらの各処分（ただし、いずれも不服審査において一部取消し後のもの）の一部取消しを求める事案である。

原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却した。これに対し、控訴人らが控訴した。

2 関係法令等の定め、前提事実、被控訴人の主張する本件各処分の根拠及び適法性並びに争点は、原判決6頁8行目の「とおりである」の次に「（ただし、原判決別表3-1の本件G1土地の「評価額【原告らの主張】」欄及び「評価額【被告の主張】」欄の「764,244」をいずれも「625,352」と、本件G2土地の「評価額【原告らの主張】」欄の「17,735,756」を「14,740,418」にそれぞれ訂正する。）」を加えるほかは、原判決の事実及び理由の第2の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 争点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおり補正するほかは、原判決の事実及び理由の第3の1ないし14に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決21頁17行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「エ したがって、評価通達1(3)に基づき、地積過大を原因とする減価を個別に考慮して本件各土地を評価しなければならない。」

(2) 原判決38頁8行目冒頭から39頁25行目末尾までを次のとおり改める。

「イ 仮に本件G2土地に広大地通達の適用がないとした場合、本件G2土地の評価額は、次のとおり2925万0793円となる。

(ア) 本件G2土地は、市街化区域に存することから、評価通達36-4に定める市街地農地に該当する。したがって、本件G2土地は、市街地農地の評価について定める同通達40の定めに従い、その農地が宅地であるとした場合の1㎡当たりの価額から、その農地を宅地に転用する場合において通常必要と認められる1㎡当たりの造成費に相当する金額として東京国税局長が定めた金額を控除した金額に、その農地の地積を乗じて計算した金額で評価することとなる。

(イ) 本件G2土地が宅地であるとした場合の1㎡当たりの価額は、4万0089円（本件G1土地を介して接している私道に付された特定路線価6万9000円に、奥行価格補正率0.83、不整形地補正率0.7を乗じた金額）である。

(ウ) 本件G2土地を宅地に転用する場合において通常必要と認められる1㎡当たりの造成費は、整地費400円のみである。

(エ) 本件G2土地の地積は737㎡である。

(オ) 以上によれば、本件G2土地の評価額は、(イ)の4万0089円から(ウ)の400円を控除した金額に(エ)の地積を乗じた2925万0793円となる。」

(3) 原判決40頁1行目冒頭から43頁8行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 本件G2土地は、開発行為ができない土地であって、広大地通達の適用自体が認められない。その適用がないとした場合、本件G2土地の評価額は、次のとおり1474万0418円となる。

(ア) 500㎡以上の開発行為を行うためには、都市計画法上、開発許可が必要となるところ、本件G1、G2土地は、同法上の接道条件を満たさないため、位置指定道路に接道し

ている側の500㎡未満については宅地転用が可能であるものの、その余の部分については宅地として利用することができない。

(イ) 宅地比準方式は、宅地への転用が見込める場合を前提としている。したがって、本件G2土地(737㎡)の評価においても、本件G1土地の地積(52㎡)との合計が500㎡未満の宅地転用が可能な部分(499㎡)については宅地比準式が適用されるものの、その余の部分は、純農地の価額に比準して評価されなければならない。

(ウ) 以上によれば、本件G2土地のうち、宅地比準方式が適用される地積は447㎡(499㎡-52㎡)であり、純農地に比準して評価される地積は290㎡(737㎡-447㎡)となる。

(エ) 上記(ウ)の447㎡の評価額は、次のとおり1434万6018円となる。

a 本件G2土地の1㎡当たりの価額は、3万7260円(正面路線価6万9000円に、奥行価格補正率0.9、不整形地補正率0.6を乗じた金額)である。

b 本件G2土地を宅地に転用する場合において通常必要と認められる造成費は、整地費400円と地盤改良費1200円の合計額1600円である。

c 以上によれば、本件G2土地の評価額は、aの3万7260円からbの1600円を控除した金額に447㎡を乗じた1594万0020円となる。

d 上記cの評価額は、評価通達上にあらかじめ規定されている類型的な補正項目のみを適用し、算定したものであるが、評価通達上、あらかじめ規定されていない場合であっても、財産の価額に影響を及ぼすべき価格形成要因は、評価通達1(3)に基づき別途考慮しなければならないところ、本件G2土地の評価に当たっては、地積過大による減価が考慮されなければならないと、減価補正割合は10%とみるべきである。

そうすると、本件G2土地のうち上記(ウ)の447㎡の評価額は、cの価額から10%を減じた1434万6018円となる。

(オ) 本件G2土地が所在する柏市●●における純農地の単価は68円(甲17)、倍率は20倍(甲18・14頁)のため、上記(ウ)の290㎡の評価額は、39万4400円となる。

(カ) 以上によれば、本件G2土地の評価額は、上記(エ)と(オ)の評価額を合計した1474万0418円となる。」

(4) 原判決43頁9行目の「オ」を「イ」に改める。

(5) 原判決48頁11行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「オ 評価通達7ただし書の「一体として利用されている一団の土地」は最有効使用を前提として判断されなければならないと、現況山林である本件H北側土地が、現況宅地である本件H南側土地と一体として戸建住宅分譲用地として開発されることに合理性はなく、上記一団の土地に該当しない。仮に一体利用を現況で判断するとしても、本件H北側土地は、ほとんどが急傾斜の山林及び法地であって、現況宅地である本件H南側土地と一体として利用されておらず、また、市街地農地、市街地山林、市街地原野及び雑種地に当たらないから、上記一団の土地に当たらない。」

(6) 原判決48頁12行目の「オ」を「カ」に改める。

(7) 原判決59頁11行目から12行目にかけての「(原告らの予備的主張)」を削除する。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の事実及び理由の第4の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決67頁24行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「オ 控訴人らは、面大地が一般的に土地の価額の減価要因になることは明らかであり、評価通達上、減価補正が明示されていない要因については、評価通達1(3)に基づき減価を個別に評価して本件各土地を評価しなくてはならない旨主張するが、面大地であることから直ちに評価額が低下するとはいえないことは上記1(1)イに記載のとおりであり、定型的な画地調整に該当しない場合に個別に評価するのは、評価通達の定める評価方法によることが適当でないような特別の事情がある場合に限られるのであって、この点については後記2項で検討するとおりである。」

(2) 原判決69頁16行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「また、控訴人らは、乙15から認定しうる事実は、「『広大地補正率は、収集した鑑定評価事例を基に統計的手法(最小二乗法による回帰分析)を用いて分析・検討を行って定めたもの』であると、国税庁が説明している」という事実にとどまる旨主張するが、証拠(乙15)及び弁論の全趣旨から上記アの①ないし④の事実が認定できることは上記のとおりであって、この認定を覆すに足りる証拠はないから、控訴人らの上記主張は採用できない。」

(3) 原判決73頁15行目の「できない。」の次に行を改めて次のとおり加え、同行目の「また」から22行目末尾までを削除する。

「また、控訴人らは、宅地比準方式においては、評価対象地の地積全体が宅地として使用可能であることを前提として評価されることになることとなる、本件基準造成費が、宅地として利用できない部分(擁壁の設置のために使用不可となる部分)が生じることを想定したものであるとすると、宅地として利用し得ない地積までも宅地として評価されることになってしまうから、本件基準造成費に客観的な合理性がないことは明らかであると主張する。そこで検討するに、本件基準造成費は、本件事務連絡に基づいて算定されているところ、本件事務連絡においては、造成工事として、地面に対して勾配を生じるような形状の擁壁を設置することを前提としており、この工事が実施された場合には、評価対象地の一部に宅地として利用できない部分が生じることとなる。しかし、評価通達40及び49が採用する宅地比準方式は、市街地農地等が宅地であるとした場合の1㎡当たりの価格から宅地に転用するための造成費用(基準造成費)を控除した金額に、当該市街地農地等の地積を乗じる方法によって価額を求めるものであり、市街地農地等を、その現況である農地や山林として評価するための評価方式であって、造成工事後の宅地を評価するための評価方式ではないから、基準造成費の想定する工事が、評価対象地の一部に宅地として利用できない部分を生じさせるものであるとしても、そのような基準造成費を定めることに合理性がないとはいえない。また、この点を措くとしても、本件事務連絡は、飽くまでも標準的な宅地造成条件を前提として宅地造成費を算定したものであり、実際にどのような宅地造成工事が実施されるかは、評価対象地の形状や相続開始後の利用状況等に応じて異なるものであるから、上記標準的な宅地造成工事が実施された場合には評価対象地の一部に宅地として利用できない部分が生じるからといって、基準造成費につき一般的な合理性がないということとはできない。したがって、控

訴人らの上記主張は採用できない。」

- (4) 原判決78頁8行目の「認めている」の次に「、また、東京通達は、①その地域における標準的な画地のおおむね5倍以上であること、②その面積が1000㎡以上であること、③その地積が10%の減額補正をする旨定めていたところ、本件E土地は①②③の要件をも満たしている」を加える。
- (5) 原判決80頁5行目の「原告らは」の次に「、本件F土地の登記簿上の地積も課税時期の現況における真実の地積であって」を加える。
- (6) 原判決80頁13行目冒頭から85頁9行目末尾までを次のとおり改める。

「 ア 被控訴人は、本件G2土地は評価通達24-4に定める広大地に該当するから、評価通達40-2の定めに従って評価するのが相当であるとし、原判決別表6-3記載のとおり、その評価額は2863万7866円であると主張する。

イ そこで検討するに、評価通達24-4にいう広大地とは、①その地域における標準的な宅地の地積に比べて著しく地積が広大な宅地で、②都市計画法に規定する開発行為を行うとした場合に、公共公益的施設用地として相当規模の負担が必要と認められるものをいうのであるから、上記開発行為の実施が可能であることを前提としているものと解せられる。

しかるに、本件G2土地の現況は畑であって（前提事実(3)ウ(ア))、柏市が首都圏整備法24条1項に基づき近郊整備地帯として指定されており（甲40〔14頁〕）、500㎡を超える畑を宅地に開発するためには、都市計画法29条1項に規定する開発行為の許可を得る必要があるところ（同法4条12項、29条1項、都市計画法施行令19条2項1号）、証拠（甲24〔4頁〕、40〔9、14頁〕）によれば、開発行為の許可を受けるためには、開発行為を行う土地が建築基準法42条1項1号若しくは2号又は同条2項に規定する道路に接続するものでなければならない、位置指定道路にしか接続していない本件G2土地の現況を前提とする限り、開発行為の許可を受けることはできないものと認められる。

そうすると、本件G2土地は、評価通達24-4にいう広大地には該当しないから、評価通達40-2の定めに従って評価することはできないといわざるを得ず、被控訴人の上記アの主張は採用できない。

ウ 広大地通達によらない本件G2土地の評価額について、被控訴人は2925万0793円、控訴人らは1474万0418円と主張するところ、両者が争点6で主張する各評価額の根拠に照らすと、本件G2土地の評価額は、1474万0418円から2925万0793円の範囲内であることが認められる。しかるに、仮に最も低い1474万0418円であったとしても、控訴人らの納付すべき相続税額は別紙「控訴人らの相続税の課税価格及び納付すべき税額」で判断するとおりであって、本件各更正処分等における控訴人らの納付すべき相続税額はいずれもこれを下回ることとなる。そこで、本件G2土地の評価額についての判断は上記程度にとどめることとする。」

- (7) 原判決92頁18行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「 エ 控訴人らは、本件H2土地は、評価通達7ただし書にいう「一団の土地」に該当しない旨主張する。

評価通達7ただし書にいう「一体として利用されている一団の土地」であるか否かは現況で判断すべきところ、本件H北側土地には、居宅の附属施設である建物が建てられていること、附属施設の敷地と竹林に明確な境界はなく、複雑に入り組んでいること、本件H北側土

地は、急傾斜地ではなく、本件H南側土地とそれほど高低差が存しない土地であること（乙42、59、83の1ないし3、84）などからすれば、本件H2土地は、本件H北側土地の竹林が生育する部分も含め、被相続人の自宅の敷地として区分なく一体利用されていたとすることができるから、評価通達7ただし書の「一体として利用されている一団の土地」に該当するというべきである。」

(8) 原判決104頁16行目の「以上の検討によれば」を「以上に基づいて、本件G2土地について控訴人らの主張する評価額を前提とすると」に改め、17行目の「とおりであり」の次に「(ただし、本件G2土地は1474万0418円とする。)」を加え、20行目から21行目にかけての「別紙10「原告らの相続税の課税価格及び納付すべき税額(当裁判所の認定)」を「別紙「控訴人らの相続税の課税価格及び納付すべき税額」」に改める。

2 よって、原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 山田 俊雄

裁判官 齋藤 清文

裁判官 鈴木 順子

(別紙) (原判決別紙10と異なる部分については下線を付す。)

控訴人らの相続税の課税価格及び納付すべき税額

当裁判所が認定した控訴人らの相続税の課税価格及び納付すべき税額は、別表13「課税価格等の計算明細表(当裁判所の認定)」に記載したとおりであり、その計算根拠の詳細は、次のとおりである。

1 課税価格の合計額(別表13順号10の合計額欄の金額) 7億2051万4000円

上記金額は、本件各相続人が、それぞれ相続により取得した次の(1)の財産の価額(別表13順号6の各人の金額)から、その負担した後記(2)の債務等の金額(別表13順号7の各人の金額)を控除し、相続税法19条の規定により相続税の課税価格に加算される後記(3)の贈与財産価額(別表13順号8の各人の金額)を加算した金額(別表13順号9の各人の金額)につき、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後の各相続人の課税価格(別表13順号10の各人の金額)を合計した金額である。

(1) 相続により取得した財産の価額(別表13順号6の合計欄の金額)

11億5512万5103円

上記金額は、本件各相続人が本件相続により取得した財産の総額であり、次のアないしオの合計額である。

ア 土地の価格(別表13順号1の合計額欄の金額) 10億1217万4090円

上記金額は、原判決別表3-1「本件各土地の明細」記載の各土地の「評価額【被告の主張】の合計額(ただし、本件G2土地の評価額については、「評価額【原告らの主張】」欄記載の1474万0418円を採用する。)である。なお、前提事実(2)ア(イ)のとおり、本件G1土地の「評価額【原告らの主張】」欄及び「評価額【被告の主張】」欄の「764,244」は「625,352」に、本件G2土地の「評価額【原告らの主張】」欄の「17,735,756」は「14,740,418」に訂正されている。

イ 家屋・構築物の価額(別表13順号2の合計額欄の金額) 6841万8677円

上記金額は、本件各相続人が本件相続により取得した家屋・構築物の価額の合計額であり、その内訳及び取得者は、原判決別表7「家屋・構築物の明細」に記載されたとおりである。

ウ 有価証券の価額(別表13順号3の合計額欄の金額) 12万1500円

上記金額は、本件各相続人が本件相続により取得した有価証券の価額の合計額であり、その内訳及び取得者は、本件申告書第11表に記載されたとおりである。

エ 現金・預貯金等の価額(別表13順号4の合計額欄の金額) 3020万6472円

上記金額は、本件各相続人が本件相続により取得した現金・預貯金等の価額の合計額であり、その内訳及び取得者は、本件申告書第11表に記載されたとおりである。

オ その他の財産の価額(別表13順号5の合計額欄の金額) 4420万4364円

上記金額は、本件各相続人が本件相続により取得した財産のうち、前記アないしエ以外の財産の価額の合計額であり、その内訳及び取得者は、本件申告書第11表に記載されたとおりである。

(2) 債務等の金額(別表13順号7の合計額欄の金額) 4億5677万9988円

上記金額は、本件被相続人の債務及び本件被相続人に係る葬式費用のうち、本件各相続人の負担に属する部分の金額の合計額であり、その内訳及び負担者は、原判決別表8「債務等の明細」



記載のとおりである。

このうち、控訴人らが本件訴訟において、その評価額を争う原判決別表8順号2記載の一般定期借地権に係る預り保証金について債務控除すべき金額は、原判決別表9「本件各保証金の債務控除すべき金額」の合計欄の「③債務控除すべき金額」欄に記載された金額である。

(3) 贈与財産価額 (別表13順号8の合計額欄の金額) 2217万2026円

上記金額は、相続税法19条の規定により、相続税の課税価格の計算上加算される贈与財産価額の合計額であり、加算すべき相続人及びその金額は、本件申告書第14表に記載されたとおりである。

## 2 納付すべき相続税額

本件相続に係る控訴人らの納付すべき相続税額は、相続税法15条ないし19条及び措置法70条の6第2項の各規定に基づき、次のとおり算定される。

(1) 課税遺産総額 (別表14「相続税の総額の計算明細表 (当裁判所の認定)」順号3の金額)

6億1051万4000円

上記金額は、前記1の課税価格の合計額7億2051万4000円 (別表13順号10の金額及び別表14順号1の金額) から、相続税法15条の規定により、5000万円と1000万円に本件相続に係る相続人の数 (ただし、同条2項の規定に基づき、養子の数は1人に限られる。) である6を乗じた金額6000万円との合計額1億1000万円 (別表14順号2の金額) を控除した後の金額である。

(2) 法定相続分に応ずる取得金額 (別表14順号5の各欄の金額)

ア 控訴人甲 (法定相続分10分の1) 6105万1000円

イ 控訴人乙 (法定相続分10分の1) 6105万1000円

ウ 控訴人丙 (法定相続分10分の1) 6105万1000円

エ 控訴人丁 (法定相続分10分の1) 6105万1000円

オ 養子 (法定相続分10分の1) 6105万1000円

カ 配偶者 (法定相続分2分の1) 3億0525万7000円

上記各金額は、相続税法16条の規定により、本件相続に係る相続人 (相続税法15条2項に規定する相続人の数に応じた相続人であり、養子の数は1人とされる。) が前記(1)の金額を民法900条の規定による相続分 (別表14順号4) に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額 (ただし、昭和34年1月28日付け直資10による国税庁長官通達「相続税法基本通達の全部改正について」(平成19年5月25日付け課資2-5ほかによる改正前のもの) 16-3の取扱いにより、各相続人ごとに1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額) である。

(3) 相続税の総額 (別表13順号11の合計額欄及び別表14順号7の金額)

1億6220万5000円

上記金額は、前記(2)アないしカの各金額に、それぞれ相続税法16条に定める税率を乗じて算出した金額 (別表14順号6の各金額) の合計額である。

(4) 控訴人らの納付すべき相続税額 (別表13順号15の各人欄の金額)

本件各相続人のうち、控訴人甲及び控訴人戊は、措置法70条の6第1項に規定する農業相続人に該当し、同項に規定する納税猶予の適用を受ける旨の期限内申告書の提出があり、法定の担保を提供しているため、控訴人らの納付すべき相続税額は、同条2項の規定に従い、次のとおり算出される。

ア 特例農地等について農業投資価格により計算した場合の課税価格の合計額（別表15-1「農業相続人がいる場合の課税価格等の計算明細表（当裁判所の認定）」順号5）

6億5244万0000円

上記金額は、措置法70条の6第2項1号の規定に従い、特例農地等につき農業投資価格により計算した価額（別表15-2「農業投資価格により計算した取得財産の価格計算表（当裁判所の認定）」順号2）を基準として、本件各相続人の各人の課税価格を算出した金額の合計額である（別表15-1の順号1ないし5参照）。

イ 特例農地等について農業投資価格により計算した場合の相続税の総額（別表15-3「農業相続人がいる場合の相続税の総額の計算明細表（当裁判所の認定）」順号7）

1億3785万4000円

上記金額は、措置法70条の6第2項1号の規定に従い、上記アの課税価格の合計額に基づき、相続税法15条ないし17条の規定を適用して計算した場合の算出税額の総額である（別表15-3）。

ウ 相続税の総額の差額 2435万1000円

上記金額は、措置法70条の6第2項2号イに規定する前記（3）の相続税の総額から上記イの農業投資価格に基づき計算した場合の算出税額の総額を控除した金額である（別表15-1順号9①）。

なお、同項2号イのかつこ書及び措置法施行令40条の7第13項により、この金額を農業相続人である控訴人甲及び控訴人戊に係るそれぞれの農業投資価格超過額（別表15-1順号9②）に対応する部分の金額として計算した結果は、それぞれ次のとおりである（別表15-1順号9③）。

控訴人甲 1217万5500円

控訴人戊 1217万5500円

エ 控訴人らの算出税額

（ア）控訴人甲 5052万6946円

（イ）控訴人乙 145万6210円

（ウ）控訴人丙 145万6210円

（エ）控訴人丁 145万6210円

（オ）控訴人戊 5030万0443円

（カ）控訴人P 625万0590円

（キ）控訴人Q 428万2002円

上記金額は、農業相続人である控訴人甲及び控訴人戊については、措置法70条の6第2項2号の規定に基づき、同号イに掲げる前記ウの相続税の総額の差額のうち各人の農業投資価格超過額に対応する金額（別表15-1順号9③）と同号ロに掲げる農業投資価格に基づき計算した各人の相続税の算出税額（同表順号8）との合計額であり（同表順号10、別表13順号12）、農業相続人以外の控訴人らについては、同項1号の規定に基づき、農業投資価格に基づき計算した各人の相続税の算出税額（別表15-1順号8及び10、別表13順号12）である。

オ 控訴人らの納付すべき相続税額

（ア）控訴人甲 5022万9700円

(イ) 控訴人乙	<u>145万6200円</u>
(ウ) 控訴人丙	<u>145万6200円</u>
(エ) 控訴人丁	<u>145万6200円</u>
(オ) 控訴人戊	<u>5011万0400円</u>
(カ) 控訴人P	<u>728万0700円</u>
(キ) 控訴人Q	<u>494万8400円</u>

上記各金額は、上記エの控訴人らの算出税額を基に、措置法70条の6第2項柱書の括弧書に従い、相続税法18条に規定する相続税額の2割加算（別表13順号13）及び同19条に規定する贈与税額控除（同表順号14）を行って計算した金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。同表順号15）である。

以上

別表 1 3 課税価格等の計算明細表（当裁判所の認定）

（単位：円）

順号	区分	合計額	原告 甲	原告 乙	原告 丙	原告 丁	原告 戊	原告 P	原告 Q	訴外 S	
1	取得 財産 の 価 額	土地	1,012,174,090	333,833,371	6,892,060	6,892,060	6,892,060	333,833,370	87,660,522	56,934,358	179,236,289
2		家屋・構築物	68,418,677	15,847,992	0	0	0	15,847,992	15,974,160	10,725,316	10,023,217
3		有価証券	121,500	60,750	0	0	0	60,750	0	0	0
4		現金・預貯金等	30,206,472	0	0	0	0	0	0	0	30,206,472
5		その他の財産	44,204,364	10,171,022	0	0	0	10,171,023	18,049,299	5,313,020	500,000
6		小計	1,155,125,103	359,913,135	6,892,060	6,892,060	6,892,060	359,913,135	121,683,981	72,972,694	219,965,978
7	債務等	456,779,988	150,636,944	0	0	0	150,636,943	97,600,281	57,905,820	0	
8	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価格	22,172,026	6,272,026	0	0	0	5,200,000	5,500,000	5,200,000	0	
9	差引純資産価額 (6-7+8)	720,517,141	215,548,217	6,892,060	6,892,060	6,892,060	214,476,192	29,583,700	20,266,874	219,965,978	
10	課税価格	720,514,000	215,548,000	6,892,000	6,892,000	6,892,000	214,476,000	29,583,000	20,266,000	219,965,000	
11	相続税の総額 (別表14順号7の金額)	162,205,000	—	—	—	—	—	—	—	—	
12	各人の算出税額 (別表15-1順号10の各金額)		50,526,946	1,456,210	1,456,210	1,456,210	50,300,443	6,250,590	4,282,002		
13	相続税額の2割加算						1,250,118	856,400			
14	税額控除額		297,200				190,000	220,000	190,000		
15	納付すべき相続税額 (12+13-14)		50,229,700	1,456,200	1,456,200	1,456,200	50,110,400	7,280,700	4,948,400		
16	納税猶予額		12,527,100				12,527,100				
17	申告期限までに納付すべき税額 (15-16)		37,702,600	1,456,200	1,456,200	1,456,200	37,583,300	7,280,700	4,948,400		

- (注) 1 順号10欄の各人の金額は、順号9の各金額につき、1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。  
2 順号15欄の各人の金額は、100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。  
3 順号13欄の各人の金額は、相続税法18条の規定により加算される金額であり、順号12の金額の100分の20に相当する金額である。  
4 順号14欄の各人の金額は、相続税法19条の規定により控除される金額であり、当該金額は、本件申告書第1表(続)⑫欄に記載された各人の金額と同額である。  
5 順号16欄の各人の金額は、措置法70条の6第1項に規定する納税猶予分の相続税額であり、別表15-1順号9③欄の各人の金額について、措置法施行令40条の7第15項3号の規定により、100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

別表 1 4 相続税の総額の計算明細表 (当裁判所の認定)

(単位：円)

順号	区分	原告甲	原告乙	原告丙	原告丁	養子 (原告戊、原告P、原告Q)	訴外S
1	課税価格の合計額	720,514,000					
2	遺産に係る基礎控除額	110,000,000					
3	課税遺産総額 (1の金額－2の金額)	610,514,000					
4	法定相続分	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{2}$
5	法定相続分に応ずる取得金額 (3の金額×4の法定相続分)	61,051,000	61,051,000	61,051,000	61,051,000	61,051,000	305,257,000
6	相続税の総額の基となる税額	11,315,300	11,315,300	11,315,300	11,315,300	11,315,300	105,628,500
7	相続税の総額	162,205,000					

(注) 1 順号1欄の金額は、別表13順号10欄の合計額欄の金額である。

2 順号2欄の金額は、「50,000千円+10,000千円×6人(相続税法15条2項に規定する相続人の数)」の算式により求められた金額である

3 順号5欄の金額は、順号3欄の金額に相続税法15条2項に規定する相続人の数に応じた相続人各人の各法定相続分の割合を乗じ、それぞれ1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。

4 順号6欄の金額は、順号5欄の各人の金額に相続税法16条に掲げる率をそれぞれ乗じて計算した金額である。

5 順号7欄の金額は、順号6欄の各金額の合計額である。

別表15-1 農業相続人がいる場合の課税価格等の計算明細表（当裁判所の認定）

（単位：円）

順号	区分		合計額	原告 甲	原告 乙	原告 丙	原告 丁	原告 戊	原告 P	原告 Q	訴外 S
1	農業投資価格 に基づく取得 財産の価額	農業相続人 (注1)	651,753,087	325,876,544				325,876,543			
		その他の相続人	435,298,804		6,892,060	6,892,060	6,892,060		121,683,981	72,972,694	219,965,949
2	債務等		456,779,988	150,636,944	0	0	0	150,636,943	97,600,281	57,905,820	0
3	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額		22,172,026	6,272,026	0	0	0	5,200,000	5,500,000	5,200,000	0
4	差引純資産価額（1-2+3）		652,443,929	181,511,626	6,892,060	6,892,060	6,892,060	180,439,600	29,583,700	20,266,874	219,965,949
5	課税価格		652,440,000	181,511,000	6,892,000	6,892,000	6,892,000	180,439,000	29,583,000	20,266,000	219,965,000
6	相続税の総額 (別表15-3順号7の金額)		137,854,000	—	—	—	—	—	—	—	—
7	あん分割合（注3）		/	<u>181,511</u> 652,440	<u>6,892</u> 652440	<u>6,892</u> 652440	<u>6,892</u> 652440	<u>180,439</u> 652440	<u>29,583</u> 652440	<u>20,266</u> 652440	/
8	算出税額（6×7）			38,351,446	1,456,210	1,456,210	1,456,210	38,124,943	6,250,590	4,282,002	
9	農業相続人の 納税猶予の基 となる税額	①相続税の総額の 差額（注4）	24,351,000								/
		②農業投資価格超 過額（注5）	68,073,183	34,036,591	—	—	—	34,036,592	—	—	
		③各人へのあん分 額（注6）	24,351,000	12,175,500	—	—	—	12,175,500	—	—	
10	各人の算出税額（8+9③）		/	50,526,946	1,456,210	1,456,210	1,456,210	50,300,443	6,250,590	4,282,002	/

- (注) 1 順号1欄の金額は、別表15-2「農業投資価格により計算した取得財産の価格計算表」の順号5の各人欄の金額である。  
2 順号5欄の各人の金額は、順号4の各金額につき、1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。  
3 あん分割合は、それぞれ順号5の「合計額」欄の金額のうちに各人欄の金額が占める割合である。  
4 当該金額は、別表13順号11欄の金額から別表15-1順号6欄の金額を控除した後の金額である。  
5 当該金額は、別表15-2順号3の各金額である。  
6 当該金額は、順号9①の金額に、同②の「合計額」欄の金額のうちに各人欄の金額が占める割合をそれぞれ乗じて算出した金額である。

別表 1 5 - 2 農業投資価格により計算した取得財産の価格計算表（当裁判所の認定）

順号	区分	合計額	原告 甲	原告 戊
1	特例農地等の通常価額 (注 1)	69,729,123	34,864,561	34,864,562
2	特例農地等の農業投資価格による価額 (注 2)	1,655,940	827,970	827,970
3	農業投資価格超過額 (1 - 2)	68,073,183	34,036,591	34,036,592
4	通常価額により計算した取得財産の価額 (注 3)	719,826,270	359,913,135	359,913,135
5	農業投資価格により計算した取得財産の価額 (4 - 3)	651,753,087	325,876,544	325,876,543

注 1 措置法 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けようとする特例農地等の価額である。特例農地等の明細は、本件  
申告書第 1 2 表のとおりであり、通常価額は、原判決別表 3 - 1 順号 1 ないし 3 に記載した各土地の価額である。

注 2 特例農地等に係る措置法 70 条の 6 第 5 項に規定する農業投資価格である。

注 3 各人の金額は、別表 1 3 順号 6 の各人の金額である。

別表 15-3 農業相続人がいる場合の相続税の総額の計算明細表（当裁判所の認定）

（単位：円）

順号	区分	原告甲	原告乙	原告丙	原告丁	養子（原告戊、原告P、原告Q）	訴外S
1	課税価格の合計額	652,440,000					
2	遺産に係る基礎控除額	110,000,000					
3	課税遺産総額 （1の金額－2の金額）	542,440,000					
4	法定相続分	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{2}$
5	法定相続分に応ずる取得金額 （3の金額×4の法定相続分）	54,244,000	54,244,000	54,244,000	54,244,000	54,244,000	271,220,000
6	相続税の総額の基となる税額	9,273,200	9,273,200	9,273,200	9,273,200	9,273,200	91,488,000
7	相続税の総額	137,854,000					

- (注) 1 順号1欄の金額は、別表15-1順号5欄の合計額欄の金額である。  
 2 順号2欄の金額は、「50,000千円+10,000千円×6人（相続税法15条2項に規定する相続人の数）」の算式により求められた金額である  
 3 順号5欄の金額は、順号3欄の金額に相続税法15条2項に規定する相続人の数に応じた相続人各人の各法定相続分の割合を乗じ、それぞれ1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額である。  
 4 順号6欄の金額は、順号5欄の各人の金額に相続税法16条に掲げる率をそれぞれ乗じて計算した金額である。  
 5 順号7欄の金額は、順号6欄の各金額の合計額である。